

電気事業法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第三編 （略）</p> <p>第一章 （略）</p> <p>第二章 （略）</p> <p>第一節～第四節 （略）</p> <p>第五節 承継（第五十五条の二）</p> <p>第六節 接続に要する費用（第五十五条の三）</p> <p>第三章 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の三）</p> <p>（略）</p> <p>（電気の供給量が需要量を超える場合の措置等）</p> <p>第二十六条の二 一般電気事業者及び特定電気事業者（以下この条において「一般電気事業者等」という。）は、当該一般電気事業者等の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該一般電気事業者等が所有する発電設備（太陽光を電気に</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第三編 （略）</p> <p>第一章 （略）</p> <p>第二章 （略）</p> <p>第一節～第四節 （略）</p> <p>第五節 承継（第五十五条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>

変換する設備（以下この条において「太陽光発電設備」という。）  
風力を電気に変換する設備（以下この条において「風力発電設備」という。）、原子力発電設備、水力を電気に変換する設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱を電気に変換する設備を除く。  
以下この号において同じ。）及び当該一般電気事業者等が調達している電気の発電設備の出力の抑制（安定供給上支障があるものとして経済産業省令で定める限度まで行われる出力の抑制をいう。）並びに水力を電気に変換する設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

2 | 二 当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み

一般電気事業者等は、前項の措置を講じたとしてもなお当該一般電気事業者等の電気の供給量が必要量を上回ることが見込まれる場合は、当該一般電気事業者等が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力の抑制をすることを条件として、当該一般電気事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物と電氣的に接続する太陽光発電設備又は風力発電設備であつてその出力が五百キロワット以上のものを用いて電気を供給する者（以下この条において「特定電気供給者」という。）に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該太陽光発電設備又は風力発電設備の出力の抑制を指示することができる。この場合において、一般電気事業者等は、当該指示をした後遅滞なく、

当該特定電気供給者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 当該指示を行う前に前項の措置を講じたこと。

二 前項の措置を講じてもなお当該一般電気事業者等の電気の供給量とその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由

三 当該指示が合理的なものであつたこと。

3| 特定電気供給者は、前項の規定による指示に従つた出力の抑制により生じた損害（年間三十日を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る。）について補償を求めることができない。

4| 前項の規定にかかわらず、年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この項において同じ。）により発電された電気を追加的に受け入れることができないことが見込まれる一般電気事業者等として経済産業大臣が指定する一般電気事業者等が、年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によつて発電された電気を受け入れることができなくなつた後に、特定電気供給者（当該受入れができなくなつた後に当該一般電気事業者等

がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物と電氣的に接続した太陽光発電設備又は風力発電設備を用いて電気を供給する特定電気供給者に限る。以下この項において同じ。）  
に対し第二項の規定による指示を行うときは、当該特定電気供給者は、当該指示に従つた出力の抑制により生じた損害について補償を求めることができない。

5| 一般電気事業者等は、特定電気供給者が第二項の規定による指示に従わないときは、当該特定電気供給者の用いる太陽光発電設備又は風力発電設備と当該一般電気事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物との電氣的な接続を停止することができる。

#### 第六節 接続に要する費用

第五十五条の三 事業用電気工作物を設置する者のうち発電設備を用いて電気を供給しようとする者（以下この条において「事業用電気供給者」という。）は、当該発電設備と電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続するときは、当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しなければならない。

2| 事業用電気供給者は、前項の費用について、経済産業省令で定めるところにより、他の事業用電気供給者と共同して負担するこ

（新設）

とができる。

3| 電気事業者は、第一項又は前項の規定により事業用電気供給者が負担する第一項の費用の額の算定に当たっては、経済的合理性を有する額となるよう配慮しなければならない。

(接続に要する費用)

第五十七条の三 一般用電気工作物を設置する者のうち発電設備を用いて電気を供給しようとする者（以下この条において「一般用電気供給者」という。）は、当該発電設備と電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続するときは、当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しなければならない。

2| 一般用電気供給者は、前項の費用について、経済産業省令で定めるところにより、他の一般用電気供給者と共同して負担することができ。

3| 電気事業者は、第一項又は前項の規定により一般用電気供給者が負担する第一項の費用の額の算定に当たっては、経済的合理性を有する額となるよう配慮しなければならない。

(新設)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（接続の請求に応ずる義務）</p> <p>第五条 電気事業者（特定規模電気事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。次条第一項及び第三十九条第二項において同じ。）とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該接続の請求に応じることにより、当該電気事業者が所有する発電設備（再生可能エネルギー発電設備を除く。）と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物との電氣的な接続を電気の安定供給上支障があるものとして経済産業省令で定める限度まで停止したとしてもなお当該電気工作物に送電することができると認められる容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれるとき。</p> <p>三 （略）</p>	<p>（接続の請求に応ずる義務）</p> <p>第五条 電気事業者（特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十九条第二項において同じ。）とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 （略）</p>

四 前三号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2～4 (略)

(接続検討等)

第五条の二 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者であつて次条第一項の認定を受けようとするもの(特定供給者を含む。)は、電気事業者に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備(認定発電設備を含む。)と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続すること(以下この条において「系統接続」という。)についての技術的な検討(以下この条において「接続検討」という。)を申し込むものとする。

2| 電気事業者は、前項の規定による申込みがあつた場合には、経済産業省令で定めるところにより、接続検討を行うものとする。

3| 電気事業者は、接続検討の結果、当該接続検討に係る系統接続が可能であると認める場合にあつては第一項の規定による申込みをした者に対しその旨を通知し、当該系統接続が困難であると認める場合又は当該申込みのあつた日から経済産業省令で定める期間以内に接続検討を終えることができないと見込まれる場合にあつてはその旨及びその理由を経済産業省令で定めるところにより

三| 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2～4 (略)

(新設)

広域的運営推進機関に報告するとともに、当該者に対し当該報告をした旨及びその内容を通知しなければならない。

4| 広域的運営推進機関は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る系統接続について、送配電等業務指針（電気事業法第二十八条の四十第三号に規定する送配電等業務指針をいう。）に照らし、かつ、広域的な周波数の調整及び連系線（一般電気事業者の供給区域と他の一般電気事業者の供給区域とを連系する送電設備をいう。）の活用を考慮して、確認又は検証を行い、経済産業省令で定めるところにより、その結果を当該報告をした電気事業者に対し通知するものとする。この場合において、広域的運営推進機関は、必要があると認めるときは、理由を付して同項の規定による報告をした電気事業者に改めて接続検討を行うよう求めることができる。

5| 広域的運営推進機関が、前項の規定により、同項の確認又は検証の結果当該確認又は検証に係る系統接続が困難であると認める旨又は当該系統接続に係る第一項の規定による申込みのあった日から第三項の経済産業省令で定める期間以内に接続検討を終えることができないことについて正当な理由があると認める旨を通知する場合は、当該通知を受けた電気事業者は、当該申込みをした者に対しその旨を通知しなければならない。

6| 電気事業者は、第四項後段の規定による求めがあつた場合には、

経済産業省令で定めるところにより、改めて接続検討を行い、その結果（同項の確認又は検証の結果を含む。）を第一項の規定による申込みをした者に対し通知しなければならない。

7| 電気事業者及び広域的運営推進機関は、接続検討又は第四項の確認若しくは検証の実施状況、電力系統の運用状況（他の電気事業者の電力系統と電氣的に接続する電力系統の運用状況を含む。）その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

○電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気の安定供給の確保を図り、及び電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用の促進に資するための広域的な電気の需給の調整その他の電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。</p> <p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 送配電等業務（一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係</p>	<p>（目的）</p> <p>第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。</p> <p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以</p>

る業務をいう。以下この条において同じ。)の実施に関する基本的な指針(第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。)を策定すること。

四・五 (略)

六 送配電等業務についての電気供給事業者からの第五十五条の三第一項及び第五十七条の三第一項の費用その他に関する苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。

七〇九 (略)

下この条において同じ。)の実施に関する基本的な指針(第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。)を策定すること。

四・五 (略)

六 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。

七〇九 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）（附則第五条関係）

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 承継（第五十五条の二）</p> <p>第六款 接続に要する費用（第五十五条の三）</p> <p>第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の三）（略）</p> <p>（電気の供給量が需要量を超える場合の措置等）</p> <p>第二十六条の二 一般送配電事業者及び特定送配電事業者（以下この条において「<u>一般送配電事業者等</u>」という。）は、当該<u>一般送配電事業者等</u>の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該<u>一般送配電事業者等</u>が所有する発電設備（太陽光を電気</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 承継（第五十五条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）（略）</p> <p>（電気の供給量が需要量を超える場合の措置等）</p> <p>第二十六条の二 一般電気事業者及び特定電気事業者（以下この条において「<u>一般電気事業者等</u>」という。）は、当該<u>一般電気事業者等</u>の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該<u>一般電気事業者等</u>が所有する発電設備（太陽光を電気</p>

に変換する設備（以下この条において「太陽光発電設備」という。）、風力を電気に変換する設備（以下この条において「風力発電設備」という。）、原子力発電設備、水力を電気に変換する設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱を電気に変換する設備を除く。以下この号において同じ。）及び当該一般送配電事業者等が調達している電気の発電設備の出力の抑制（安定供給上支障があるものとして経済産業省令で定める限度まで行われる出力の抑制をいう。）並びに水力を電気に変換する設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

二（略）

2 一般送配電事業者等は、前項の措置を講じたとしてもなお当該一般送配電事業者等の電気の供給量がその需要を上回ることが見込まれる場合は、当該一般送配電事業者等が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力の抑制をすることを条件として、当該一般送配電事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物と電氣的に接続する太陽光発電設備又は風力発電設備であつてその出力が五百キロワット以上のものを用いて電気を供給する者（以下この条において「特定電気供給者」という。）に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該太陽光発電設備又は風力発電設備の出力の抑制を指示することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、当該指示をした

変換する設備（以下この条において「太陽光発電設備」という。）、風力を電気に変換する設備（以下この条において「風力発電設備」という。）、原子力発電設備、水力を電気に変換する設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱を電気に変換する設備を除く。以下この号において同じ。）及び当該一般電気事業者等が調達している電気の発電設備の出力の抑制（安定供給上支障があるものとして経済産業省令で定める限度まで行われる出力の抑制をいう。）並びに水力を電気に変換する設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

二（略）

2 一般電気事業者等は、前項の措置を講じたとしてもなお当該一般電気事業者等の電気の供給量がその需要を上回ることが見込まれる場合は、当該一般電気事業者等が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力の抑制をすることを条件として、当該一般電気事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物と電氣的に接続する太陽光発電設備又は風力発電設備であつてその出力が五百キロワット以上のものを用いて電気を供給する者（以下この条において「特定電気供給者」という。）に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該太陽光発電設備又は風力発電設備の出力の抑制を指示することができる。この場合において、一般電気事業者等は、当該指示をした後遅滞なく、

後遅滞なく、当該特定電気供給者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 (略)
- 二 前項の措置を講じてもなお当該一般送配電事業者等の電気の供給量とその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由

三 (略)

3 (略)

- 4 前項の規定にかかわらず、年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この項において同じ。）により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなるが見込まれる一般送配電事業者等として経済産業大臣が指定する一般送配電事業者等が、年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなつた後に、特定電気供給者（当該指定があつた後に当該一般送配電事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物と電氣的に接続した太陽光発電設備又は風力発電設備を電気を供給する特定電気供給者に限る。以下この項において同じ。）に対し第二

当該特定電気供給者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 (略)
- 二 前項の措置を講じてもなお当該一般電気事業者等の電気供給量とその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由

三 (略)

3 (略)

- 4 前項の規定にかかわらず、年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この項において同じ。）により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなるが見込まれる一般電気事業者等として経済産業大臣が指定する一般電気事業者等が、年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなつた後に、特定電気供給者（当該指定があつた後に当該一般電気事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物と電氣的に接続した太陽光発電設備又は風力発電設備を電気を供給する特定電気供給者に限る。以下この項において同じ。）に対し第二項の規

項の規定による指示を行うときは、当該特定電気供給者は、当該指示に従った出力の抑制により生じた損害について補償を求めることができない。

5 一般送配電事業者等は、特定電気供給者が第二項の規定による指示に従わないときは、当該特定電気供給者の用いる太陽光発電設備又は風力発電設備と当該一般送配電事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物との電気的な接続を停止することができる。

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四〇十 (略)

定による指示を行うときは、当該特定電気供給者は、当該指示に従った出力の抑制により生じた損害について補償を求めることができない。

5 一般電気事業者等は、特定電気供給者が第二項の規定による指示に従わないときは、当該特定電気供給者の用いる太陽光発電設備又は風力発電設備と当該一般電気事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物との電気的な接続を停止することができる。

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び特定電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四〇十 (略)

## 第六款 接続に要する費用

第五十五条の三 事業用電気工作物を設置する者のうち発電設備を用いて電気を供給しようとする者（以下この条において「事業用電気供給者」という。）は、当該発電設備と「一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者」がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続するときは、当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しなければならない。

## 2 (略)

3 「一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者」は、第一項又は前項の規定により事業用電気供給者が負担する第一項の費用の額の算定に当たつては、経済的合理性を有する額となるよう配慮しなければならない。

## (接続に要する費用)

第五十七条の三 一般用電気工作物を設置する者のうち発電設備を用いて電気を供給しようとする者（以下この条において「一般用電気供給者」という。）は、当該発電設備と「一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者」がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続するときは、当

## 第六款 接続に要する費用

第五十五条の三 事業用電気工作物を設置する者のうち発電設備を用いて電気を供給しようとする者（以下この条において「事業用電気供給者」という。）は、当該発電設備と「電気事業者」がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続するときは、当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しなければならない。

## 2 (略)

3 「電気事業者」は、第一項又は前項の規定により事業用電気供給者が負担する第一項の費用の額の算定に当たつては、経済的合理性を有する額となるよう配慮しなければならない。

## (接続に要する費用)

第五十七条の三 一般用電気工作物を設置する者のうち発電設備を用いて電気を供給しようとする者（以下この条において「一般用電気供給者」という。）は、当該発電設備と「電気事業者」がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続するときは、当該接続に必要な費用であつて経済産業省令

該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担し  
なければならぬ。

2  
(略)

3 一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者は、第一  
項又は前項の規定により一般用電気供給者が負担する第一項の費  
用の額の算定に当たつては、経済的合理性を有する額となるよう  
配慮しなければならない。

で定めるものを負担しなければならない。

2  
(略)

3 電気事業者は、第一項又は前項の規定により一般用電気供給者  
が負担する第一項の費用の額の算定に当たつては、経済的合理性  
を有する額となるよう配慮しなければならない。

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）（附則第五条関係）

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（接続検討等）</p> <p>第五条の二 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者であつて次条第一項の認定を受けようとするもの（特定供給者を含む。）は、<u>一般送配電事業者等</u>に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備を含む。）と当該<u>一般送配電事業者等</u>がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続すること（以下この条において「系統接続」という。）についての技術的な検討（以下この条において「接続検討」という。）を申し込むものとする。</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等</u>は、前項の規定による申込みがあつた場合には、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>接続検討</u>を行うものとする。</p> <p>3 <u>一般送配電事業者等</u>は、<u>接続検討</u>の結果、当該接続検討に係る系統接続が可能である場合にあっては第一項の規定による申込みをした者に対しその旨を通知し、当該系統接続が困難であると認められる場合又は当該申込みのあつた日から<u>経済産業省令</u>で定め</p>	<p>（接続検討等）</p> <p>第五条の二 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者であつて次条第一項の認定を受けようとするもの（特定供給者を含む。）は、<u>電気事業者</u>に対し、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備を含む。）と当該<u>電気事業者</u>がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続すること（以下この条において「系統接続」という。）についての技術的な検討（以下この条において「接続検討」という。）を申し込むものとする。</p> <p>2 <u>電気事業者</u>は、前項の規定による申込みがあつた場合には、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>接続検討</u>を行うものとする。</p> <p>3 <u>電気事業者</u>は、<u>接続検討</u>の結果、当該接続検討に係る系統接続が可能である場合にあっては第一項の規定による申込みをした者に対しその旨を通知し、当該系統接続が困難であると認められる場合又は当該申込みのあつた日から<u>経済産業省令</u>で定める期間以</p>

る期間以内に接続検討を終えることができないと見込まれる場合にあってはその旨及びその理由を経済産業省令で定めるところにより広域的運営推進機関に報告するとともに、当該者に対し当該報告をした旨及びその内容を通知しなければならない。

4 広域的運営推進機関は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る系統接続について、送配電等業務指針（電気事業法第二十八条の四十第三号に規定する送配電等業務指針をいう。）に照らし、かつ、広域的な周波数の調整及び連系線（一般送配電事業者の供給区域と他の一般送配電事業者の供給区域とを連系する送電設備をいう。）の活用を考慮して、確認又は検証を行い、経済産業省令で定めるところにより、その結果を当該報告をした一般送配電事業者等に対し通知するものとする。この場合において、広域的運営推進機関は、必要があると認めるときは、理由を付して同項の規定による報告をした一般送配電事業者等に改めて接続検討を行うよう求めることができる。

5 広域的運営推進機関が、前項の規定により、同項の確認又は検証の結果当該確認又は検証に係る系統接続が困難であると認められる者又は当該系統接続に係る第一項の規定による申込みのあった日から経済産業省令で定める期間以内に接続検討を終えることができないことについて正当な理由があると認めると旨を通知する場合は、当該通知を受けた一般送配電事業者等は、当該申込みをした

内に接続検討を終えることができないと見込まれる場合にあってはその旨及びその理由を経済産業省令で定めるところにより広域的運営推進機関に報告するとともに、当該者に対し当該報告をした旨及びその内容を通知しなければならない。

4 広域的運営推進機関は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る系統接続について、送配電等業務指針（電気事業法第二十八条の四十第三号に規定する送配電等業務指針をいう。）に照らし、かつ、広域的な周波数の調整及び連系線（一般電気事業者の供給区域と他の一般電気事業者の供給区域とを連系する送電設備をいう。）の活用を考慮して、確認又は検証を行い、経済産業省令で定めるところにより、その結果を当該報告をした電気事業者等に対し通知するものとする。この場合において、広域的運営推進機関は、必要があると認めるときは、理由を付して同項の規定による報告をした電気事業者等に改めて接続検討を行うよう求めることができる。

5 広域的運営推進機関が、前項の規定により、同項の確認又は検証の結果当該確認又は検証に係る系統接続が困難であると認められる者又は当該系統接続に係る第一項の規定による申込みのあった日から経済産業省令で定める期間以内に接続検討を終えることができないことについて正当な理由があると認めると旨を通知する場合は、当該通知を受けた電気事業者は、当該申込みをした者に対し

者に対しその旨を通知しなければならない。

6 一般送配電事業者等は、第四項後段の規定による求めがあった場合には、経済産業省令で定めるところにより、改めて接続検討を行い、その結果（同項の確認又は検討の結果を含む。）を第一項の規定による申込みをした者に対し通知しなければならない。

7 一般送配電事業者等及び広域的運営推進機関は、接続検討又は第四項の確認若しくは検証の実施状況、電力系統の運用状況（他の一般送配電事業者等の電力系統と電氣的に接続する電力系統の運用状況を含む。）その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

その旨を通知しなければならない。

6 電気事業者は、第四項後段の規定による求めがあった場合には、経済産業省令で定めるところにより、改めて接続検討を行い、その結果（同項の確認又は検討の結果を含む。）を第一項の規定による申込みをした者に対し通知しなければならない。

7 電気事業者及び広域的運営推進機関は、接続検討又は第四項の確認若しくは検証の実施状況、電力系統の運用状況（他の電気事業者の電力系統と電氣的に接続する電力系統の運用状況を含む。）その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。